

目 次

協議事項(1)

令和7年度 栗東自然観察の森事業報告(令和7年12月末現在)について

開園以来の来園者の推移	1
来園者前年度比実績	2
令和7年度 来園者 月・区分別実績	3
各種イベント実績	4～5
施設等の安全対策など	5～6
園・学校との連携及び諸団体への支援・協力	6
森のPR活動	6
再来園を促す取り組み	6
令和7年度 イベント実施実績	7

協議事項(2)

令和8年度 事業計画(案)	8～9
---------------	-----

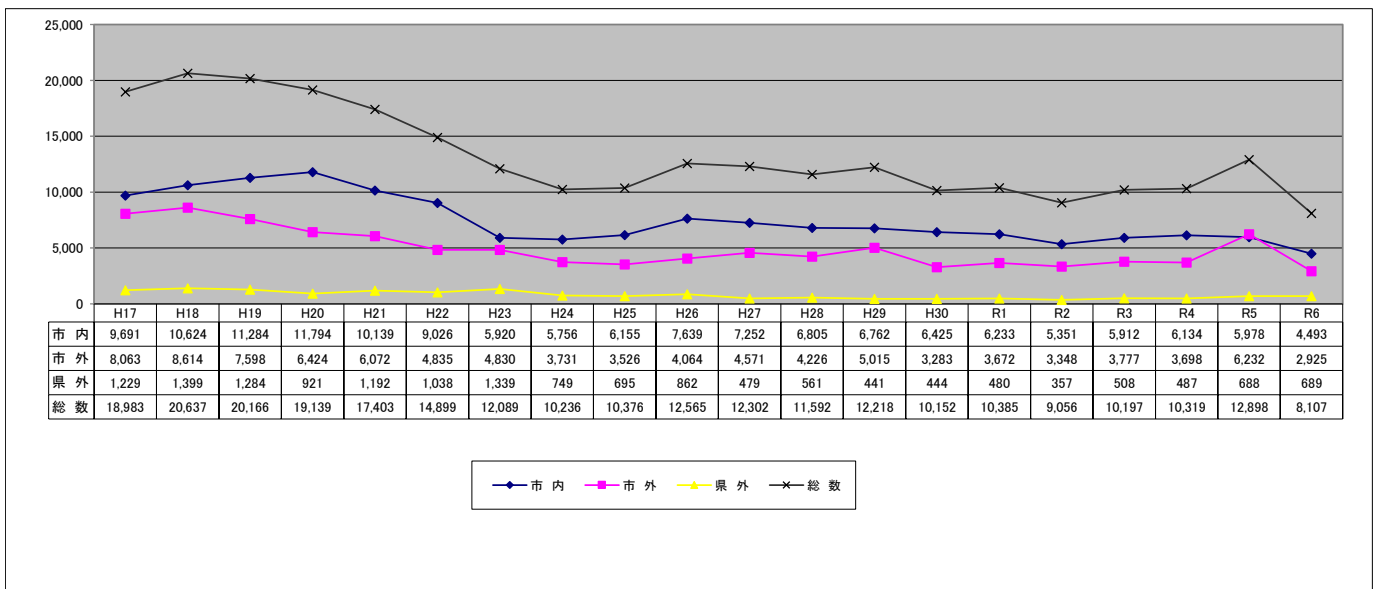
その他資料

- ・ 栗東自然観察の森運営委員会委員一覧
- ・ 栗東自然観察の森運営委員会規則
- ・ 栗東自然観察の森設置及び管理に関する条例
- ・ 栗東自然観察の森管理運営に関する規則

開園以来の来園者の推移

(単位:人)

年度	総数	居住地別			年齢層別						
		市内	市外	県外	幼児	小学生	中学生	高校生	一般		
H3	14,351	7,882	5,600	869	2,177	4,266	1,455	651	5,802		
H4	18,457	7,895	7,856	2,706	2,786	6,219	1,022	318	8,112		
H5	16,835	7,476	6,489	2,870	1,917	6,322	882	90	7,624		
H6	20,771	10,875	7,714	2,182	2,168	9,300	1,112	73	8,118		
H7	22,582	12,320	8,229	2,033	3,196	9,741	782	230	8,633		
H8	22,722	11,690	8,662	2,370	3,232	9,763	726	249	8,752		
H9	25,222	15,942	7,777	1,503	3,664	11,548	707	100	9,203		
H10	22,115	13,612	6,727	1,776	3,048	10,838	577	129	7,523		
H11	21,412	13,731	6,320	1,361	2,609	11,308	376	354	6,765	教員配置	
H12	21,024	12,904	6,490	1,630	3,184	10,007	718	207	6,908		
H13	20,697	11,778	7,419	1,500	2,733	9,817	395	97	7,655	巡回バスの運行(10月1日市政施行)	
H14	23,071	14,555	6,936	1,580	3,385	11,546	711	32	7,397		
H15	21,637	12,197	8,273	1,167	2,373	11,575	278	27	7,384		
H16	19,481	10,847	7,367	1,267	2,889	8,642	287	93	7,570		
H17	18,983	9,691	8,063	1,229	3,732	6,900	315	59	7,977		
H18	20,637	10,624	8,614	1,399	4,689	7,521	363	59	8,005	保育士配置	
H19	20,166	11,284	7,598	1,284	4,911	7,256	263	55	7,681		
10月財プロ	H20	19,139	11,794	6,424	921	4,652	6,848	295	41	7,303	職員8人→7人 10月くりちゃんバス運行見直し(土曜運休)
	H21	17,403	10,139	6,072	1,192	3,750	5,407	207	36	8,003	
更なる財プロ	H22	14,899	9,026	4,835	1,038	3,091	5,172	135	33	6,468	市マイクロバス運行廃止 大宝民営化・大橋廃園
	H23	12,089	5,920	4,830	1,339	1,330	4,968	174	60	5,557	5歳児対象自然体験学習の廃止 職員7人→6人
新集中	H24	10,236	5,756	3,731	749	1,338	4,002	121	40	4,735	開園日 6日/週→5日/週 職員6人→4人
	H25	10,376	6,155	3,526	695	1,884	2,929	76	16	5,471	
	H26	12,565	7,639	4,064	862	2,020	4,160	183	23	6,179	
	H27	12,302	7,252	4,571	479	1,988	3,693	153	30	6,438	
	H28	11,592	6,805	4,226	561	2,073	2,805	213	42	6,459	
	H29	12,218	6,762	5,015	441	2,046	3,569	151	31	6,421	トヨペット 宝探し
	H30	10,152	6,425	3,283	444	1,921	2,856	173	38	5,164	
	R1	10,385	6,233	3,672	480	1,901	2,644	123	46	5,671	年度末 新型コロナウイルス感染症の流行
	R2	9,056	5,351	3,348	357	1,587	1,998	73	49	5,349	4/16~5/31 施設の利用休止
	R3	10,197	5,912	3,777	508	1,802	2,442	82	35	5,836	8/8~26 イベント中止、8/27~9/30 施設の利用休止、1/12~2/28 イベント中止、3月一部イベント中止
	R4	10,319	6,134	3,698	487	1,751	2,548	132	37	5,851	8/3~31 イベント中止
	R5	12,898	5,978	6,232	688	1,768	3,731	232	53	7,114	トヨタモビリティ滋賀㈱ にじいろレイク探検隊
	R6	8,107	4,493	2,925	689	1,288	1,833	120	40	4,826	
	R7	6,309	3,748	2,172	389	956	1,488	100	24	3,741	12月末現在
	合計	554,096	313,077	200,363	40,656	88,883	214,174	13,612	3,473	233,954	(除くR7年度)

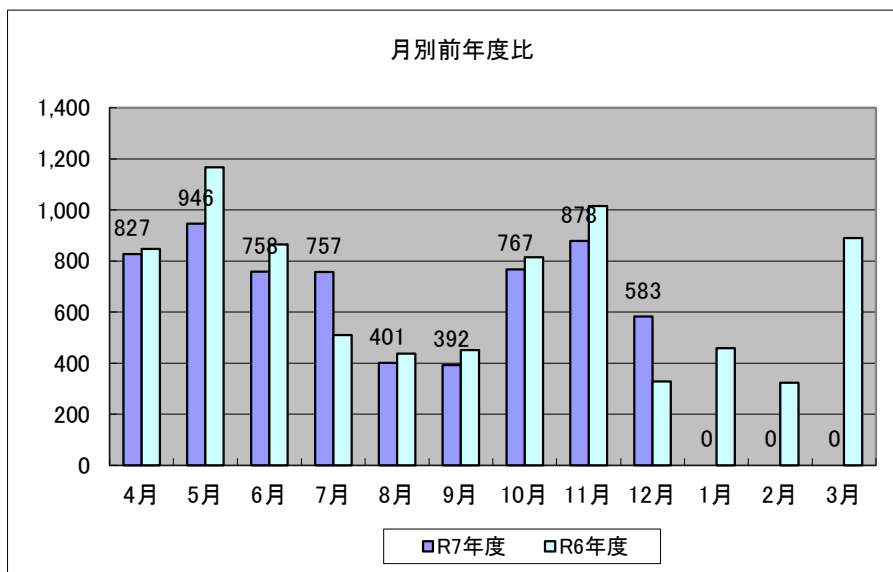


R7年度来園者前年度比実績

月	区分	総数	居住地別			年齢層別					初回来園
			市内	市外	県外	幼児	小学	中学	高校	大人	
4月	R7年度	827	457	297	73	66	230	10	1	520	245
	R6年度	847	567	240	40	73	313	3	1	457	160
5月	R7年度	946	590	256	100	218	224	10	2	492	509
	R6年度	1,167	719	337	111	281	230	20	5	631	458
6月	R7年度	758	371	348	39	109	89	21	1	538	313
	R6年度	865	385	435	45	164	161	17	11	512	405
7月	R7年度	757	463	258	36	59	303	7	2	386	286
	R6年度	510	323	153	34	43	112	11	2	342	170
8月	R7年度	401	190	155	56	55	45	7	2	292	132
	R6年度	437	241	160	36	72	35	9	1	320	121
9月	R7年度	392	196	179	17	49	34	6	1	302	111
	R6年度	451	175	207	69	85	66	6	1	293	207
10月	R7年度	767	428	316	23	138	164	18	2	445	227
	R6年度	815	386	398	31	134	183	24	1	473	389
11月	R7年度	878	621	231	26	216	186	8	8	460	262
	R6年度	1,015	740	249	26	239	394	8	1	373	208
12月	R7年度	583	432	132	19	46	213	13	5	306	89
	R6年度	328	202	104	22	58	42	2	5	221	50
1月	R7年度										
	R6年度	459	283	159	17	69	150	3	8	229	115
2月	R7年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R6年度	324	180	118	26	23	32	0	1	268	67
3月	R7年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R6年度	889	292	365	232	47	115	17	3	707	356
合計	R7年度	6,309	3,748	2,172	389	956	1,488	100	24	3,741	2,174
	R6年度	8,107	4,493	2,925	689	1,288	1,833	120	40	4,826	2,706

(1)前年度比(月別)

	R7年度	R6年度	増減
4月	827	847	-20
5月	946	1,167	-221
6月	758	865	-107
7月	757	510	247
8月	401	437	-36
9月	392	451	-59
10月	767	815	-48
11月	878	1,015	-137
12月	583	328	255
1月	0	459	-459
2月	0	324	-324
3月	0	889	-889
計	6,309	8,107	-1,798



令和7年度 来園者 月・イベント別実績

(単位：人)

月	区 分	総 数	居住地別			年齢層別					初回 来園
			市内	市外	県外	幼児	小学	中学	高校	大人	
4月	イベント	23	6	17	0	4	2	0	0	17	7
	団体・研修	204	180	15	9	0	176	2	1	25	9
	一般	600	271	265	64	62	52	8	0	478	229
	計	827	457	297	73	66	230	10	1	520	245
5月	イベント	42	13	27	2	10	7	0	0	25	15
	団体・研修	445	394	29	22	164	178	0	0	103	297
	一般	459	183	200	76	44	39	10	2	364	197
	計	946	590	256	100	218	224	10	2	492	509
6月	イベント	57	36	18	3	10	16	2	0	29	16
	団体・研修	182	79	100	3	46	48	0	0	88	165
	一般	519	256	230	33	53	25	19	1	421	132
	計	758	371	348	39	109	89	21	1	538	313
7月	イベント	39	26	8	5	4	16	1	0	18	3
	団体・研修	279	199	80	0	0	251	4	0	24	138
	一般	439	238	170	31	55	36	2	2	344	145
	計	757	463	258	36	59	303	7	2	386	286
8月	イベント	37	31	3	3	10	11	1	0	15	7
	団体・研修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般	364	159	152	53	45	34	6	2	277	125
	計	401	190	155	56	55	45	7	2	292	132
9月	イベント	53	30	23	0	14	14	1	0	24	14
	団体・研修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般	339	166	156	17	35	20	5	1	278	97
	計	392	196	179	17	49	34	6	1	302	111
10月	イベント	212	129	83	0	46	51	2	0	113	57
	団体・研修	179	80	99	0	73	90	0	0	16	96
	一般	376	219	134	23	19	23	16	2	316	74
	計	767	428	316	23	138	164	18	2	445	227
11月	イベント	35	29	6	0	8	3	0	0	24	12
	団体・研修	312	288	24	0	129	128	2	1	52	108
	一般	531	304	201	26	79	55	6	7	384	142
	計	878	621	231	26	216	186	8	8	460	262
12月	イベント	73	57	13	3	20	18	2	0	33	9
	団体・研修	211	185	26	0	0	174	0	0	37	27
	一般	299	190	93	16	26	21	11	5	236	53
	計	583	432	132	19	46	213	13	5	306	89
12末	イベント	571	357	198	16	126	138	9	0	298	140
	団体・研修	1,812	1,405	373	34	412	1,045	8	2	345	840
	一般	3,926	1,986	1,601	339	418	305	83	22	3,098	1,194
	計	6,309	3,748	2,172	389	956	1,488	100	24	3,741	2,174
1月	イベント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	団体・研修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2月	イベント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	団体・研修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	イベント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	団体・研修	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	イベント	571	357	198	16	126	138	9	0	298	140
	団体・研修	1,812	1,405	373	34	412	1,045	8	2	345	840
	一般	3,926	1,986	1,601	339	418	305	83	22	3,098	1,194
	計	6,309	3,748	2,172	389	956	1,488	100	24	3,741	2,174

1 令和7年度 各種イベント実績

令和7年12月末日現在

	イベント 名称	計 画 内 容	対 象	実 施 計 画
		実 績		実 績
自 然 観 察 コ ー ス	自 然 観 察 会	四季折々のみどころをテーマに植生の解説をはじめ、この森に生きる小動物や昆虫の生態などの話題を交え、森のインテプリターや森で活動するボランティアが園内を案内します。	一 般	基本月2回、主に日曜日に実施（年間23回）
		生物の実物を用意し、その季節に応じた今しか観れない植物に触れてもらうなど、当日の参加者の状況に即した内容となるよう臨機応変な対応に努めました。おかげで植物や昆虫の生態について興味を深め、複数回参加される方もおられました。		12月までに18回実施 参加者は122人
	親 子 観 察 会	幼児から小学校の低学年向けに身近な生き物や園内に自生する植物の四季折々の見どころなどを案内し、観察する楽しさを体験していただきます。	親 子	基本月1回(7, 10, 12, 1月は、月2回)日曜日に実施 (年間16回)
		参加される子どもの年齢や当日の天候なども考慮し、小さいお子様には興味・関心をもつていただけるよう自然とふれあい、観察する楽しさを体験していただきました。(県外からのリピーターもあり)		12月までに12回実施 参加者は65人
	ミ ニ 観 察 会	主に初来園の人たちを中心に園内を案内し、解説します。	一 般 親 子	随 時
		事前に利用者から要望があった場合、職員が対応可能な範囲で園内を案内し、季節の見どころなどを紹介しました。		
ミ ニ ク ラ フ ト	木の実など自然素材を使って、子どもから大人までが楽しめる四季折々のクラフトづくりを実施しました。	一 般	1, 2, 3月を除く毎月1回(12月は2回)日曜日に実施 (年間10回)	
	家族連れでの参加が中心で、自然素材を活用したクラフトの体験で毎年10月~12月の「Xmasグッズ」、「お正月飾り」「干支づくり」では多くの参加がありました。		10回実施済み 参加者は193人	

自 コ 然 だ ス い す き	月別 イベント (予約制)	自然とふれあい、自然の恵みを活かしてのものづくりの楽しさ等の体験を通じ、森で活動するボランティアとともに親睦や交流を深める機会を提供しました。	一 般	年間4回(7・8・10月・秋まつり)主に土曜日に実施
		工夫を凝らした自然観察会や竹細工、クリスマスリース等、ものづくりの楽しさを体験し、自然の大切さに触れていただきました。		森の秋まつり以外に3回実施 参加者は21人
JVR 養成講座 (登録制)		自然体験をとおして、自然と人との関わり方について考える環境リーダーを養成します。受講生相互に仲間意識を醸成させるとともに、支援いただくボランティアの協力のもと世代間の交流の場となる機会を提供します。	小学3 年生～ 中学3 年生	4・5・11・1月を除く毎月1回、土曜日に実施 (年間8回)
		JVR養成講座生13人が森をフィールドに自然と人との関わり方を学習する中で仲間意識を高め、集団でのルールや役割などを学びました。また、サポーターズが主催するイベント活動を通して世代間交流を深めることができました。		12月までに6回実施
森の秋まつり		自然の恵みに感謝し、森の魅力をPRする恒例イベントとして、関係ボランティア団体との連携協力により開催しました。	一 般	10月19日(日)
		ネイチャー・ボランティア・レンジャー「NVR友の会」の協力を得て、森のPRに努めました。各体験コーナーに加え、今年度は三施設連携のスタンプラリーを実施しました。(景品はオリジナル缶バッジ)		来園者は140人

2 施設等の安全対策など

施設及び園内の安全、利便性を確保するとともに良好な環境整備を実施します。

- (1) 8月以外も猛暑・酷暑日が増え、観察会イベントや園外保育・校外学習等の野外活動と熱中症警戒アラート発令時、そのリスクを軽減するため、来園者への事前の注意喚起に努めました。
- (2) ネイチャーセンターにおける設備機器の日常点検を実施しました。
- (3) 園内観察路等の巡回による危険箇所の把握と修繕を実施するとともに、注意喚起することで安全確保に努めました。
- (4) 松枯れ被害木や風倒木等の伐倒処理及び松枯れ防除を実施しました。
- (5) ボランティアにも協力を得ながら適切な植生管理と再生保育に努めました。
- (6) ネイチャーセンター屋根(雨漏り)修繕や研修室及び展示室(一部)照明のLED化など施設の適切な維持管理に努めました。
- (7) 来園者を気持ち良く迎え、お帰りいただくための施設や散策路の清掃に努めました。

3 園・学校との連携及び諸団体への支援・協力

- (1) 幼児、幼稚、保育・こども園における園外保育や小学校の校外学習、中学校の勤労体験、各種団体の研修に供する利用に際しては、受入態勢を整えて支援と協力を行いました。
- (2) 本市の教育ゾーンにある当園、図書館、歴史民俗博物館が10月にそれぞれ実施するイベント（テーマ「3施設秋めぐり」）のPR活動を連携し行いました。

4 森のPR活動

みどころマップ等の設置・配布	園内の案内を兼ねて毎月「みどころマップ・案内図」や「ネイチャークイズ」等を配置、配布しています。また、施設のリーフレットも配布しています。更に「今が見ごろ」にスポットをあてた植物写真を園内に掲示しています。
りすじろう通信の発行	園、学校の来園に際しては、体験学習の様子を「りすじろう通信」として発行し、そのなかで再来園につなげる呼びかけをしています。
広報りっとう	毎月の広報紙面の「お知らせ版」で森のイベントを紹介しています。
インターネット等	<ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページに、 <ol style="list-style-type: none"> ア)開園カレンダー・イベント案内を掲載しています。 イ)四季折々に森でみられる動・植物を、撮影日も入れて写真で紹介しています。 ウ)森で実施したイベント活動の状況や参加者の声も「りすじろう通信」が紹介しています。 ・フェイスブックに、タイムリーな情報提供とラインの運用に取り組みました。 ・スマートフォン専用アプリQRコードを活用した自然動画を紹介しています。
公共施設等での掲示	JR手原駅の案内所、JR栗東駅自由通路の東西掲示板、栗東市情報コーナー「きずなBASE」、各小学校、図書館、歴史民俗博物館、学習支援センター、自然体験学習センター「森の未来館」及び各学区コミセン、道の駅などに毎月のポスター・チラシを掲示(配付)しています。
県や情報機関	イベント情報の資料を提供しています。
展示の充実	館内展示エリアに毎月のクラフトの試作品や森で活動する児童や大人の作品の展示による啓発に努めています。また、森に関心を持ってもらうために、生きものの痕跡を掲示しています。

5 再来園者を促す取組み

- (1) ネイチャーポイントカードを発行し、以後来園毎にポイントを付与、上限ポイントに達した時点で手作り記念品を贈呈しています。
- (2) 毎月1回を基本に小学校低学年向けに、「ネイチャークイズ」を作成し随時解説するとともに、小学校の校外学習でも活用しています。
- (3) 園・学校等からの来園者に家族で再来園いただけるよう、「りすじろう通信」等で案内・発信しています

令和7年度 イベント実施実績

令和7年12月末現在(単位:人)

月	自然観察コース(予約不要)		自然だいきコース	年間登録制講座	予約不要	計
	自然観察会	親子観察会	月別イベント	JVR養成講座 (受講生のみ)	ミニクラフト	
	年間23回	年間16回	年間4回	年間8回	年間10回	
令和7年	春の森				森のフォトフレーム	
4	6	11			6	23
	新緑の森				可愛いマリオネット	
5	14	10			18	42
	梅雨の森			開講式	梅雨のカタツムリ	
6	20	5		12	20	57
	夏の森		七夕飾りをつくろう	遊び道具を作ろう	マイ楽器作りに挑戦	
7	9	2	11	10	7	39
	盛夏の森		竹トンボを使って遊ぼう	トートバッグを草木で染める	竹筒で水鉄砲をつくろう	
8	9	13	5	9	2	38
	初秋の森			班別対抗戦	森のフクロウくん	
9	22	4		7	19	52
	秋の森		中秋の名月飾り ※森の秋まつり	樹名板を完成させよう	メモスタンド・松ぼっくりのツリー	
10	27	13	145	8	44	237
	紅葉の森		※ 秋まつりと同時開催		森のXmasケーキ	
11	13	5			17	35
	冬の森			森でアート	Xmasグッズ(三角ツリー) 千支の正月飾り	
12	2	2		9	60	73
令和8年	真冬の森					
1						0
	目覚めの森			きのこの植菌		
2						0
	早春の森			閉講式・記念植樹		
3						0
合計	122 (18回実施)	65 (12回実施)	(4回実施)	(6回実施)	(10回実施)	(50回実施)
	187		161	55	193	596

参考: 令和6年度12月末の人数 191 220 78 300 789

令和8年度 事業計画（案）

1 啓発イベント等の実施

(1) 自然観察コース（自然観察会・親子観察会）

概要 四季折々のみどころをテーマに植生の解説をはじめ、この森に生きる小動物や昆虫の生態などの話題を交え、森のインタープリターや森で活動するボランティアが園内を案内します。
又、ミニ観察会も実施します。

(2) ミニクラフト

概要 森で活動するボランティアとともに木の実など自然素材を使って、子どもから大人までが楽しめる四季折々のクラフトづくりを実施します。

(3) 月別イベント（自然だいすきコース）

概要 自然とふれあい、自然の恵みを活かしてのものづくりの楽しさ等の体験を通じ、ボランティアとともに親睦や交流を深める機会を提供します。又、実りの秋を迎える11月には「森の秋まつり」を開催します。

(4) 人材育成講座

概要 名称：JVR（ジュニア・ボランティア・レンジャー）養成講座
年間登録制による講座で、自然体験をとおして、自然と人との関わり方について考える環境リーダーを養成します。対象は小学3年生から中学生まで。受講生相互に仲間意識を醸成させるとともに、受講生の活動を支援するボランティアの協力のもと学年を超えて交流の場となる機会を提供します。

(5) その他

- ア) ネイチャーポイントカードを発行し、以後来園毎にポイントを付与、上限ポイントに達した時点で手作り記念品を贈呈します。
- イ) 毎月1回を基本に小学校低学年向けにネイチャークイズを作成し随時解説するとともに、小学校の校外学習でも活用します。
- ウ) それぞれの来園者にきめ細やかな森の案内ができるよう、新たに動画情報を活用した市ホームページに取り組み、センター内の情報発信にも努めます。

2 施設等の安全対策など

施設及び園内の安全、利便性を確保するとともに良好な環境整備を実施します。

- (1) 屋外での夏季イベントを安全に開催するため、熱中症特別警戒アラート発表時のイベント中止と来園者への注意喚起
- (2) ネイチャーセンターにおける設備機器の日常点検（エアコンの修繕）
- (3) 園内観察路等の巡回による危険箇所の把握と修繕（木道、階段など）
- (4) 松枯れ被害木や風倒木等の伐倒処理及び松枯れ防除などの実施

- (5) 適切な植生管理と再生保育並びに池の泥上げなど水生動植物圏の適正な管理
- (6) 施設照明のLED化を含めた施設の老朽化箇所の修繕などの適切な維持管理
- (7) 来園者を気持ち良く迎え、お帰りいただくための施設や散策路の清掃

3 園・学校との連携及び諸団体への支援・協力

- (1) 幼児、幼稚園、保育、こども園における園外保育や小学校の校外学習、中学校の勤労体験学習、各種団体の研修に供する利用に際しては、受入体制を整え支援と協力を行います。
- (2) 本市の教育ゾーンにある当園、図書館、歴史民俗博物館は、秋の連携イベントについて、引き続き実施していきます。

4 森のPR活動

- (1) みどころマップ等の設置・配布
 - ア) 園内の案内を兼ねて毎月「みどころマップ・案内図」や「ネイチャークイズ」等を配置、配布します。又、施設のリーフレットも配布します。
 - イ) 「今が見ごろ」にスポットをあてた植物写真を園内に掲示します。
- (2) りすじろう通信の発行
 - 園、学校の来園に際しては、体験学習の様子を「りすじろう通信」として発行し、そのなかで再来園につなげる呼びかけをしていきます。
- (3) 広報りっとう
 - 毎月の広報紙面の「お知らせ版」で森のイベントを紹介します。
- (4) インターネット等
 - ・市のホームページに、
 - ア) 開園カレンダー・イベント案内を掲載します。
 - イ) 四季折々に森でみられる植物や動物を、撮影日も入れて写真で紹介します。
 - ウ) 森で実施したイベント活動の状況や参加者の声も「りすじろう通信」が紹介します。
 - ・フェイスブックに、タイムリーな情報を提供するとともに、ラインの運用に取り組みます。
 - ・スマートフォン専用アプリQRコードを活用した自然動画を紹介します。
- (5) 公共施設等での掲示
 - JR手原駅の案内所、JR栗東駅自由通路の東西掲示板、栗東市情報コーナー「きずなBASE」、各小学校、図書館、歴史民俗博物館及び各コミセンなどに毎月のポスターを掲示します。
- (6) 県・報道機関
 - イベント情報の資料を提供します。
- (7) 展示の充実
 - 館内展示エリアに毎月のクラフトの試作品や森で活動する児童や大人の作品の展示による啓発に努めます。また、森に関心を持ってもらうために、生きものの痕跡を掲示していきます。

栗東自然観察の森運営委員会委員一覧

(任期 令和7年10月2日 ~ 令和8年3月31日)
(敬称略)

	所属団体等名称	氏名	備考
学職経験者	滋賀自然環境研究会	大谷 一 弘	新任
	栗東市教育委員会	清水厚芳	新任 ※令和7年度10月～
教育関係者	栗東市小中学校校長会	横井 久美香	再任
	栗東市園長会	平子裕子	新任 ※令和7年度～
行政関係者	滋賀県琵琶湖環境部 自然環境保全課	中井克樹	新任
地元・観察の森団体等関係者	栗東自然観察の森 地権者	伊勢村 嘉博	会長 再任
	栗東市安養寺地域自治会代表 (安養寺東自治会)	木村 貞之	新任 ※令和7年度～
	写真家	飯村 茂樹	副会長 再任
	NVR(ネイチャー・ボランティア・レンジャー)友の会	奥村 英治	新任
	JVRS(ジュニア・ボランティア・レンジャー・サポーターズ)	林 優里	再任

○栗東自然観察の森運営委員会規則

平成8年5月8日

教委規則第9号

改正 平成22年1月29日教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、栗東自然観察の森設置及び管理に関する条例（昭和62年栗東町条例第40号）第8条の規定に基づき、栗東自然観察の森運営委員会（以下「委員会」という。）の組織運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者から栗東市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 地元関係者
- (5) 観察の森団体関係者
- (6) 公募委員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は会長が招集し、その議長となる。

2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成8年5月10日から施行する。

附 則（平成22年1月29日教委規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

○栗東自然観察の森設置及び管理に関する条例

昭和62年12月23日

条例第40号

(設置)

第1条 身近な自然環境の中で昆虫、野鳥等の小動物及び植物と触れ合い、これらの観察を通じて自然への理解を深め、もって自然保護思想の普及及び向上を図るため自然観察の森を設置する。

(名称及び位置)

第2条 自然観察の森の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 栗東自然観察の森

位置 栗東市安養寺178番地2

2 栗東自然観察の森（以下「自然観察の森」という。）の区域は、告示する。

(事業)

第3条 自然観察の森は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 自然観察その他自然に親しむ学習活動の指導及び啓蒙
- (2) 自然環境の調査及び研究
- (3) 自然保護活動の育成及び指導
- (4) 前3号に掲げるほか、第1条の目的を達成するため必要な事業

(施設)

第4条 自然観察の森に次に掲げる施設を設置する。

- (1) ネイチャーセンター
- (2) 観察小屋
- (3) 自然観察路
- (4) 前3号に掲げるほか、第1条の目的を達成するため必要な施設

(利用の制限)

第5条 自然観察の森の利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその利用を拒否し、若しくは制限し、又は退園を命ずることができる。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 自然観察の森の設置の目的から著しく逸脱する行為をし、又はそのおそれがあるとき。
- (3) その他管理上必要があるとき。

(利用者の義務)

第6条 利用者は、その利用する設備等を善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(損害の賠償)

第7条 利用者は、故意又は過失により施設等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又は市長の認定額の損害を賠償しなければならない。

(運営委員会)

第8条 自然観察の森の運営を適正円滑に遂行するため、栗東自然観察の森運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○栗東自然観察の森管理運営に関する規則

平成8年5月8日

教委規則第8号

改正 平成13年8月23日教委規則第5号

平成20年5月27日教委規則第8号

平成23年12月27日教委規則第9号

平成28年4月1日教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、栗東自然観察の森設置及び管理に関する条例（昭和62年栗東町条例第40号）第9条の規定に基づき、栗東自然観察の森（以下「自然観察の森」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(開園時間)

第2条 自然観察の森の開園時間は、次のとおりとする。

- (1) 4月～9月までの期間は、午前9時から午後5時まで
- (2) 10月～3月までの期間は、午前9時から午後4時30分まで

(休園日)

第3条 自然観察の森の休園日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）の翌日。ただし、その日が土曜日又は日曜日のときは、その日以降で直近の休日でない日（月曜日及び火曜日を除く）とする。
- (2) 毎週月曜日及び火曜日。ただし、月曜日及び火曜日が休日と重なるときは、その日以降で直近の休日でない日（火曜日を除く。）
- (3) 1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日までの日
- (4) 特別準備期間（年1回5日以内において所長が定めるときは変更することができる。）

2 前項の規定にかかわらず、栗東市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、変更することができる。

(行為の禁止)

第4条 何人も自然観察の森において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自然観察の森の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又は亡失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれのある物品若しくは動物の類を携帯すること。
- (3) 許可なくして物品販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は提示すること。
- (5) 所定の場所以外において喫煙し、その他火気を使用すること。

(6) 許可なくして動植物を採取すること。

(7) 前各号に定めるもののほか、自然観察の森の管理に支障がある行為をすること。

(職員及び職務)

第5条 自然観察の森に所長以下、必要な職員を置くことができる。

2 所長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し所属職員を指揮監督する。

3 副所長は、上司の命を受け、所定の事務を掌理するとともに、所長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。

4 職員は、上司の命を受け、所定の業務に従事する。

(所掌事務)

第6条 自然観察の森の事務及び業務は、次のとおりとする。

(1) 施設設備の維持管理に関すること。

(2) 観察指導に関すること。

(3) 広報、広聴に関すること。

(4) 施設の環境管理に関すること。

(5) 自然環境の調査及び研究に関すること。

(6) 自然観察会、特別展示等事業計画に関すること。

(7) 関係諸機関との連絡調整に関すること。

(8) 自然保護活動の育成及び指導に関すること。

(9) 運営委員会に関すること。

(10) 自然観察の森の庶務に関すること。

(11) その他自然観察の森の管理運営に関すること。

(専決事項)

第7条 所長は、次に掲げる事項について専決することができる。

(1) 正規又は定例に軽易な事務の処理に関すること。

(2) 主管事項の調査に関すること。

(3) 所属職員の事務分担に関すること。

(4) 所属職員の時間外勤務命令に関すること。

(5) 所属職員の出張に関すること。

(6) 所属職員のサービスに関すること。

(7) 1件30万円未満の支出負担行為に関すること。

(8) 1件30万円未満の収入及び支出命令に関すること。

(9) 所掌に関する軽易な広報に関すること。

(10) 第4条の許可に関すること。

(帳簿)

第8条 自然観察の森の管理に必要な次の書類を備え付ける。

- (1) 業務日誌
- (2) 土地管理台帳
- (3) 出勤簿
- (4) 備品台帳
- (5) その他必要な書類
(業務報告)

第9条 所長は、毎月10日までに前月の業務状況を教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成8年5月10日から施行する。

附 則 (平成13年8月23日教委規則第5号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月27日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年12月27日教委規則第9号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日教委規則第7号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。